

高松市・国分寺町合併協議会会議録  
第 1 1 回 会 議

平成 1 7 年 2 月 1 8 日 ( 金 )

高松市・国分寺町合併協議会



高松市・国分寺町合併協議会会議録

第 1 1 回会議

1 日時

平成 1 7 年 2 月 1 8 日 ( 金 ) 午後 1 時 3 0 分開会・午後 4 時 2 6 分閉会

2 場所

香川県自治会館 7 階会議室

3 出席委員 2 3 人

会 長	増 田 昌 三	委 員	末 澤 進
副会長	福 井 則 史	委 員	山 下 義 男
委 員	井 竿 辰 夫	委 員	岡 西 定 雄
委 員	土 井 信 幸	委 員	綾 野 忠 雄
委 員	谷 本 繁 男	委 員	大 捕 宣 英
委 員	宮 崎 直	委 員	千 葉 規美子
委 員	大 橋 光 政	委 員	柘 植 敏 秀
委 員	川 染 勉	委 員	白 井 加寿志
委 員	梶 村 傳	委 員	大比賀 郁 夫
委 員	大 浦 澄 子	委 員	池 崎 清 子
委 員	三 笠 輝 彦	委 員	松 岡 隆 義
委 員	森 谷 芳 子		

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8 人

幹事長	井 竿 辰 夫 ( 委員兼務 )	幹 事	横 田 淳 一
副幹事長	土 井 信 幸 ( 委員兼務 )	幹 事	佐々木 英 典
幹 事	中 村 榮 治	幹 事	川 上 保 直
幹 事	熊 野 實	幹 事	武 下 文 男

6 幹事会部会委員 61人

総務部会長 熊野 實  
(幹事兼務)

総務部会委員  
企画財政部会委員  
市民部会委員 武下 文男  
土木部会委員  
消防部会委員  
(幹事兼務)

総務部会委員 小山 正伸

企画財政部会長 横田 淳一  
(幹事兼務)

企画財政部会委員 井上 哲

企画財政部会委員 森 覚

企画財政部会委員 植松 勉

企画財政部会委員 白井 文夫

市民部会委員 間島 康博

市民部会委員 久利 泰夫

市民部会委員 小泉 康裕

市民部会委員 中川 仁

市民部会委員  
環境部会委員 鎌田 良博

市民部会委員  
健康福祉部会委員 谷本 裕巳

市民部会委員(代理)  
土木部会委員(代理) 宮内 賢治

健康福祉部会委員 多田 昌永

健康福祉部会委員 川田 喜義

健康福祉部会委員 武上 浩一

健康福祉部会委員 西川 典生

健康福祉部会委員 藤田 正勝

健康福祉部会委員 樋本 行夫

環境部会委員 田中 豊彦

環境部会委員 大嶋 光晴

環境部会委員 藤井 敏孝

環境部会委員 宮武 敬三

環境部会委員 井上 協典

環境部会委員 大熊 正範

産業部会長 田阪 雅美

産業部会委員 池尻 育民

産業部会委員 穴吹 学

産業部会委員 川西 正信

産業部会委員 山田 悟

産業部会委員 帯包 正夫

産業部会委員  
都市開発部会委員 富家 克彦  
土木部会委員

都市開発部会委員 大林 勝

土木部会長 久米 憲司

土木部会委員 西岡 慎吾

土木部会委員	稲垣基通	教育部会委員	安田和文
土木部会委員	稲葉秀一	教育部会委員	片山雅文
土木部会委員	平尾洋二	教育部会委員	熊野正樹
土木部会委員	鎌田茂史	教育部会委員	山下晴久
土木部会委員	土居讓治	教育部会委員 文化部会委員	高笠原昭男
土木部会委員	森口理	教育部会委員 文化部会委員	宮武和弘
水道部会長	松尾尚市	文化部会委員	馬場朋美
水道部会委員	小川雅史	文化部会委員	高橋広二郎
水道部会委員	藤川肇	文化部会委員	川崎正視
水道部会委員	葛西富夫	議会部会委員	宮本弘
教育部会委員	上原直行	議会部会委員	川原讓二
教育部会委員	松木健吉	議会部会委員	西川宏行

## 7 事務局

事務局長	林 昇	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班 兼計画班	林 田 競 一
事務局次長 (計画班兼調整班)	福 井 隆	調整班 兼計画班	松 崎 充 宏
総務班長 兼調整班兼計画班	清 野 賢 治	調整班 兼計画班	諏 訪 修 司
総務班 兼調整班	安 西 正 門	調整班 兼計画班	秋 山 浩 一
総務班 兼調整班	森 田 大 介	調整班 兼計画班	若 菜 浩 臣
総務班	藤 村 博 美		

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 協議事項

- 協議第 1 7 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について  
（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）  
について（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 6 号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について  
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 3 号 都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 4 号 コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 5 号 障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 6 号 高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 7 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 7 号 その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 8 号 保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 3 9 号 商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 0 号 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 1 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）

- 協議第 4 2 号 学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について  
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 3 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について
- 協議第 4 4 号 人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 4 号）について
- 協議第 4 5 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について
- 協議第 4 6 号 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について
- 協議第 4 7 号 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について
- 協議第 4 8 号 上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 7 号）について
- 協議第 4 9 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 8 号）について
- 協議第 5 0 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
- 協議第 5 1 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について
- 協議第 5 2 号 その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 5 3 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 5 4 号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）  
について
- 協議第 2 2 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について  
（第 8 回会議提案：継続協議）

## (2) 議案事項

- 議案第 1 6 号 合併協定書について（追加提案）

## 4 その他

- (1) 事務事業の調整について
- (2) 合併協定調印式について
- (3) 高松市・国分寺町合併協議会の会議について

## 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第11回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議録署名委員には、大橋光政委員さんと宮崎 直委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項のうち、協議第17号地域審議会の取扱いについて、協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて及び協議第26号事務組織及び機構の取扱いについて、以上3件を一括して議題といたします。

なお、協議第17号及び協議第18号につきましては、第8回会議で、また、協議第26号につきましては、第9回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは御説明いたします。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、協議第17号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、1ページの中ほどに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、本日、継続協議案件の提案内容の朗読は、省略をさせていただきます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

協議第26号事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

以上が3件の提案内容でございます。このうち、協議第17号地域審議会の取扱いについてと協議第18号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについての2件につきましては、いずれも昨年10月の第8回会議で提案されたものでございますが、国分寺町内の意思集約を図ることができず、継続協議となっているものでございます。

また、協議第26号の事務組織及び機構の取扱いにつきましては、第9回会議で提案されたものでございますが、国分寺町の一部の委員が合併特例区の設置を主張している中で、現在の国分寺町役場を支所とするという内容の、この事務組織及び機構の取扱いを確認することは、議論の整合性を欠くとの指摘が委員からございまして、あわせて継続協議となっているものでございます。

協議第17号、第18号及び協議第26号の提案内容につきましては、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） 本件につきましては、国分寺町議会を代表して宮崎議長さんから発言の申し出がありますので、まず、それをお聞きいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

宮崎委員 国分寺の宮崎です。

皆さんも御存じのように、国分寺町議会の中には、それぞれ御異論はあります。しかし、この合併協議会、これはそのまま進めることには御異議ございませんので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

議長（増田会長） それでは、協議第17号、第18号、第26号につきまして、御質問、御意見等ございましたらお伺いいたしたいと存じますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第17号、第18号及び第26号、3件についてお諮りいたします。

協議第17号、協議第18号、協議第26号、3件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第17号、第18号及び第26号に

つきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第33号都市提携についてから協議第42号学校教育事業についてまでの10件を一括して議題といたします。

なお、この協議第33号から協議第42号までの10件につきましても、前回の第10回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第33号都市提携についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。朗読は省略をいたします。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第34号コミュニティ施策についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第35号障害者福祉事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第36号高齢者福祉事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第37号その他の福祉事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第38号保健衛生事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第39号商工・観光関係事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

なお、この商工・観光関係事業につきまして一部修正がございますので、御説明を申し上げます。

本日お配りいたしております資料のうち、附属資料その2というのがございますが、附属資料その2の111ページをごらんいただきたいと存じます。

中小企業指導団体等育成でございますが、この対応策を一部修正するというものがございます。

右側中ほどの対応策の欄をごらんいただきたいと存じます。

項目の二つ目、国分寺町商工会に対する補助についての記載でございますが、なお書き以下の部分につきまして、「なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう、適切な検討を行うものとする。」と記載いたしておりますが、その中の「団体の活動に支障が生じないよう」という部分を、前回会議で提案いたしました内容に、今回、新たに追加するものがございます。

以上が修正内容でございます。なお、調整案そのものには変更はございません。

協議第39号商工・観光関係事業につきましては、以上でございます。

続きまして、もとの会議資料に戻っていただきまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

36ページの協議第40号農林水産関係事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第41号消防防災関係事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第42号学校教育事業についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどから下に記載のとおりでございます。

この学校教育事業につきましては、当初提案いたしました内容に不登校対策事業の調整に係る資料が欠落をいたしておりましたので、今回、追加して提出をいたしております。

恐れ入りますが、先ほどの附属資料のその2の166ページをごらんいただきたいと存じます。一番最後のページでございます。

不登校対策（適応指導教室）事業でございますが、国分寺町では、不登校対策（適応指導教室）事業を実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

なお、学校教育事業についての提案内容そのものについては変更ございません。

協議第42号学校教育事業につきましては、以上でございます。

以上が協議第33号から協議第42号までの10件の提案内容でございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、恐れ入りますが、本日は説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第33号から協議第42号までの10件について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第33号から第42号まで10件についてお諮りします。

協議第33号から第42号までの10件については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第33号から第42号までの10件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第43号合併の期日についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の45ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第43号合併の期日についてでございますが、合併の期日につきましては、ページの下の方に参考として記載しておりますように、第5回会議におきまして、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日为目标とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」とすることが確認をされております。

この合併の期日につきましては、高松市と合併協議を行っている各町がばらばらではなく、可能な限り統一することが望ましいところでございますが、塩江町につきましては、平成17年9月26日と決定し、既に知事に合併の申請をしているところでございます。また、香川町、牟礼町、庵治町につきましても、今月開催いたしました、それぞれの合併協議会におきまして、合併の期日は平成18年1月10日とすることを確認し、協議を終了いたしております。

このような他の町の動向も踏まえ、両市町で協議いたしました結果、具体的な合併の期日については、今回、ページ中ほどにございますように、同じ平成18年1月10日としたところでございます。

なお、本日、午前で開催をされました高松市・香南町合併協議会におきましても、合併の期日は平成18年1月10日とすることを確認し、すべての協議を終了いたしております。

この平成18年1月10日という合併の期日を選定した理由につきましては、次の46ページに整理をいたしております。

1の合併の期日の選定の理由でございますが、まず、(1)にございますように、住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

合併に際しましては、通常の市町の業務等を行う中で準備を行い、合併と同時に円滑に事務の移行を行う必要がございますが、本年秋以降の各種の業務の状況などを、さまざまな角度から総合的に検討した結果、この平成18年1月10日が、円滑に事務の移行が行え、ひいては住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

次に、2点目といたしまして、定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成18年度の高松市の当初予算を審議する3月定例会市議会に参加できるということでございます。増員選挙は、合併後50日以内に行われることになっておりまして、合併の期日がもう少し後になりますと、合併後の高松市の当初予算の審議の際に、町を代表する議員がいないという状況になります。

次に、3点目といたしまして、3連休明けであるとともに、直前の年末年始の休日、6連休を活用して、電算システムの移行を含め、合併移行事務その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が円滑に対処できる日であるということでございます。

以上が選定の理由でございます。

次に、2には先進地域の事例を記載いたしております。

表の下の欄外にございますように、この事例は、平成11年4月1日以降に編入合併した中核市等及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等の事例でございますが、この中核市等とは、中核市と県庁所在市でございます。

表の中ほどにございますように、同じ四国の高知市、松山市のほか、大分市、長野市が本年の1月1日に、また、長崎市が実質的にはこの1月1日と同じ1月4日に、また、秋田市が3連休明けの1月11日に合併をいたしております。

以上が合併の期日の提案内容でございますが、合併協議が二月ほど中断されておりましたことから、当初の協議スケジュールに大幅な遅れを生じております。合併協定書の作成にも相当の期間を要しますが、合併協定書の調印式の開催、そして、その協定書の写しをつけての3月議会への関係議案の提出という今後のスケジュールを考えますと、仮に、本日協議が終了しない場合には、今後の対応が極めて厳しい状況となっております。

このようなことから、事務局といたしましては、会議規程の定めはございますが、委員の皆様のご理解が得られるのであれば、この合併の期日を初め、この後、本日新規に提案する案件につきまして、即、本日の会議で意思集約を図っていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で協議第43号合併の期日についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、先ほど事務局から提案のありましたように、新規提案につきまして、今、協議会で意思集約を図ることについても御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。それでは、そのように取り計らわせていただきます。

まず、協議第43号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第43号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第44号人権啓発事業について及び協議第45号児童福祉事業について、2件を一括して議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

本日お配りいたしております資料のうちで、右肩にその3と書いております附属資料（新規提案分）をごらんいただきたいと思います。

その3は、新規提案分の附属資料でございますが、表紙の目次でございますように、171ページほどございます。非常に数が多いでございますことから、説明の都合によりまして、両市町に違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明をさせていただきますので、その点、御了承いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、附属資料2ページをごらんいただきたいと存じます。

人権啓発事業のうち、まず、人権・同和問題啓発事業でございます。

2ページから3ページにかけて、両市町の現況を記載しておりまして、啓発事業内容に若干の差異はございますが、おおむね同様の事業を実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

人権擁護委員の推薦でございますが、人権擁護委員は、市町が候補者を決め、議会の同意を得た後、法務局へ推薦し、法務大臣が委嘱をするというものでございますが、委員数は、高松市が20人、国分寺町が6人となっております。

この人権擁護委員につきましては、人口規模により、その定数が決められており、合併後は委員数が20人となるものでございますが、これまで増員要望して認められているという実績もございますので、対応策といたしましては、委員数の増員について、高松法務局に要請することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

個人給付等事業でございますが、この事業は、対象地域に居住している住民に対して、就業、教育等の分野において助成し、福祉の増進、同和問題の解消を図るという事業でございます。

この事業につきましては、高松市では、平成13年度におきまして事業を見直した結果、給付の種類等を大幅に削減いたしておりまして、現在残っております給付事業は、の委託職業訓練など7項目でございますが、これらにつきましても平成17年度に見直しすることといたしております。

一方、国分寺町におきましては、現在17項目の給付事業がございますが、これらについては平成17年度に見直しすることといたしております。

以上のように、市町間で給付等の種類に差異がございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」と

したところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

運動団体等補助・委託事業でございますが、現況のうち、1の補助事業の対象団体において市町間で差異がございます。

なお、この運動団体等補助・委託事業につきましても、平成17年度におきまして、両市町とも見直しをすることといたしております。

調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

隣保・児童館管理運営事業でございます。両市町の現況は記載のとおりでございますが、施設の開館日において差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町文化センター及び新居児童館の開館日については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が人権啓発事業についての調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日、この協議案件を含め、これから後の協議案件についての会議資料の方の提案内容の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、児童福祉事業について御説明を申し上げます。

9ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、保育所の現況でございますが、両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「国分寺町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。」といたしております。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。

保育料でございますが、現況欄でございますように、両市町では、保育料の階層区分及び年齢区分が異なっております。

なお、保育料につきましては、次の11ページに両市町の保育料の比較表を掲載しております。11ページの保育料徴収金額の比較表をごらんいただきたいと存じます。

11ページには、階層区分及び年齢区分ごとの保育料の月額を掲載しておりますが、階層によりまして金額が異なっております。市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、10ページに戻っていただきまして、

右下にございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、１２ページをごらんいただきたいと存じます。

第３子以降保育料減免事業でございますが、現況欄の表にございますように、両市町では対象年齢、対象階層及び減免の内容において差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、１３ページをごらんいただきたいと存じます。

１３ページから１５ページにかけては、両市町の特別保育事業について整理をいたしておるものでございます。

現況のうち、２の延長保育、３の一時保育及び４の乳児保育については、両市町共に事業を実施いたしておりますが、国分寺町では、私立保育所でのみ実施をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、１６ページをごらんいただきたいと存じます。

病後児保育事業でございますが、これは高松市のみの制度でございます。

続きまして、１７ページをごらんいただきたいと存じます。

放課後児童クラブ関係事業でございますが、高松市では、福祉部門所管の放課後児童クラブと教育部門所管の留守家庭児童会の二つの形態で実施いたしておりますが、国分寺町では、福祉部門所管の放課後児童クラブのみ実施いたしております、その運営方法や利用者負担金、利用日などにつきまして市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から３年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、１８ページをごらんいただきたいと存じます。

公立児童館事業でございますが、国分寺町のみの事業でございます、調整案といたしましては、「国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。」と

したところでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページから20ページにかけての私立保育所支援事業でございますが、現況のうち、2と3の特別保育事業につきましては、高松市では、市単独補助を行っております。

また、4の職員研修費補助、5の保育所入所等事務謝金及び7の保育研究会事業補助について、市町間でその内容等が異なりますほか、6の社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助は、高松市のみの制度でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、21ページの認可外保育支援事業及び、その後の22ページの民間児童厚生施設運営補助事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、23ページをごらんいただきたいと存じます。

母子家庭等就業・自立支援センター事業でございますが、国分寺町では、県が同様の業務を実施してありまして、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次に、24ページの子育て短期支援事業と25ページの母子生活支援施設は、高松市のみの制度でございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

母子寡婦福祉資金貸付等事業でございますが、国分寺町におきましては、県が同様の業務を実施しております。また、6の利子補給につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、27ページをごらんいただきたいと存じます。

児童福祉施設整備事業利子補給でございますが、現況欄にございますように、両市町の利子補給利率等に差異がございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、国分寺町が利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

児童福祉施設整備事業資金貸付金（用地取得資金）でございますが、現況欄にございますように、両市町の償還期間、貸付限度額及び貸付利率に差異がございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、国分寺町

が貸付けしている対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。」  
としたところでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

母子等医療費助成制度でございますが、1の助成対象者及び3の助成方法が異なりますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

乳幼児医療費助成制度でございますが、両市町で同内容の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、31ページから33ページにかけては、先ほどの母子寡婦福祉資金貸付金の種類と内容につきましての資料を掲載いたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

以上が児童福祉事業についての調整内容でございます。

以上で協議第44号及び協議第45号についての説明を終わりますが、この案件につきましても、本日の会議で意思集約を図っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第44号及び協議第45号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎です。

5ページ、6ページの人権啓発事業の件なんでございますけれども、まず、給付等の目的で、私も記憶にあるんですけど、対象地域外の人にも、私の方は補助をしておるように聞いとんですけどもね。このあたりは、これで決定づけられると、地域から出ている個人の家を持っている人、これらの人たちが、こういう補助や給付を受けられるのかどうか。この点と、特に、この給付等において10項目なくなるわけですけども、それぞれに差異があるというんですけど、一体どれだけの差異があるのか。また、この各種団体への補助金なんですけれど、それもここに差異があると。一体どのような差異があるのか、これは、当初、提案されたときから、こういうことをぜひ示してほしいということをお願いしとったんですけども、いまだに出てこない。その差異というのが、私にはわかりません

ので、ひとつ、できれば教えていただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えいたします。

事務局次長（加藤） それでは、この件につきましては、部会の国分寺町と高松市、それぞれの担当の委員の方から御答弁をお願いできたらと思います。よろしく願いをいたします。

小泉市民部会委員 市民部会の小泉と申します。

まず、1点目の対象地区以外の住民に対して給付が認められるかという点でございますけれども、県と同様、属地主義を採用しておりまして、基本的には地区外に居住をしている住民の方には支給はしてはおりません。ただ、一時的に地区外に居住をしまして、将来的に地区内に居住をするという場合には、特例的に支給をしております。一応、これは県の同和対策事業の補助金の交付要綱、これに属地主義を基本とするという条項がありますので、それに基づいて運用しております。

それから、第2点でございますけれども、補助金の差異ということでございますけれども、これにつきましては、高松市の場合、運動団体が4団体ありまして、これまで、それぞれの団体との信頼関係とか、団体同士の信頼の関係、これで運営をしてきた経緯がありまして、平成17年の見直しの前に積極的に提示をするということについては、慎重な対応が必要であるということで、提示はしてはいたんですけども、口頭で、両市町で共通をしております解放同盟、これにつきましては、それぞれを比較をするという意味で申し上げても差し支えはないというふうに考えております。

では、金額を申し上げます……

井竿委員 国分寺に、助役に、金額のほう渡しとんと……

議長（増田会長） はい、どうぞ。

土井委員 助役の土井ですけど。

今、お願い申し上げるのは、5ページかな、6ページの方の部落解放の高松市連の助成する金額、それがね、一応、その中へうちがどういう状況になっとるかを、私方の議長の方から、再々質問がございまして……

宮崎委員 私が言ったこと……

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三笠委員 見直し予定の中に、高松市も国分寺町側も入っておるから、そのあたりはどんなんですかね。この場で発表してもよろしいんですかね。見直しの分まで。こうやると、

ちょっと誤解を生むおそれもあるんじゃないでしょうか。

議長（増田会長） 今、言ったことをもう一度言いなさい。だから、解放同盟の分以外は差し障りがあるということを言いよんでしょう。

小泉市民部会委員 はい、そうです。

議長（増田会長） だから出せない。そういうことなんです。

宮崎委員 解放同盟だけ出してくれたらいいんですよ。

議長（増田会長） いや、それは出しとんでしょ。

宮崎委員 それも一緒。

小泉市民部会委員 それにつきましては、お渡しをします。お渡しというか……

議長（増田会長） 解放同盟だけは……、当面だけは、渡しとると言よんじやけど……

土井委員 はい。そのものの明細というのは、一応……、私方は受理しとんだったら、その説明しておると……

議長（増田会長） 解放同盟同士の案だけの分のも出してないんな。

小泉市民部会委員 口頭で申し上げてるんですけども……

議長（増田会長） それじゃ、その件については、国分寺町の方からお答えしていただけますか。国分寺町に話しとるというんだったら、国分寺町の方の職員から、ちょっとそれ聞かないかな。聞いとるんか聞いてないのか、はっきり。

三笠委員 差やる、その。

宮崎委員 どれだけの差があるんかという……

三笠委員 金額の説明がなかったん……

宮崎委員 いや、金額も含めて……。ただ、その4団体、ほかの団体まで及ぶんなら問題があるから、それはいかんだろうと。だから、たとえ、もう解放同盟だったら解放同盟で僕らは構わんと思うんです。それは確かに、難しいところと、そんなもん出せんと思う。それはわからんけど、内容は知りませんが。ただ、解放同盟との差異ですね、これは私らは知りたい、せめてそれぐらいは知りたいなということです。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

宮内市民部会委員代理 それでは、国分寺町ですけど、それでは、高松市さんの方からいただいた解放同盟、高松市連絡協議会に対する補助金の合計額でありますけど、この場でお答えいたします。補助金といたしましては735万3,000円でございます。それ

と、委託金でございますけど876万円。合計で1,611万3,000円でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 宮崎です。

今、この団体に、それぞれ現在、前田地区、池田の方ですかね。それから上天神、田村町、4団体があるんですけど、大体人数とかというのが、どういう、この補助金の制度をとっておられるのか、それをちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

小泉市民部会委員 補助金の交付につきましては、各支部が集まりまして協議会という会をつくってまして、その会の方に一括して交付をしているという状況でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

宮崎委員 宮崎です。

それにも何か基本的なもんがあるでしょう。こういう数字が出る以上は、何か、こう人間とか戸別とか、いろんな、その、ものがあってこういう金額が出とんだらうと思うんで、何もわからなりにこういう金額が出とんじゃないと思うんですね。そのあたりはどんなんですかね。

議長（増田会長） お答えします。

小泉市民部会委員 積算の根拠ということでしょうかね。これにつきましては、もう二十数年前から交付をしております、最初の、どういった積算でこういった金額になったかということは、ちょっとまだ資料はありませんので、承知はしてはないんですけども、二十数年間でふえたり減ったりで、現在の数字になってるという状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

宮崎委員 宮崎です。

それでは御理解せえ言うたってな、そりゃ僕な、頭が悪いけん、なおわからん、そない言うたら。それはもうええですけどね。もう本当にそういうなんで。私も、なぜこういうことを聞くかというたら、これだけの差異があったという……、差異、差異と言うても一体どんだけの差異があるんかわからない。だから、そういう地区の人たちに説明するときには話ができないから、私らは聞いとんですよ。ただ単に、私ら委員が来て、はいそうすかと言うて済んで、こんなんできかんでないかと言われたときに、私らが困るから、あえて聞きよんで。そやけん、何の根拠もなしに、もう積算する基準がないんやと言うんではちょっとね、私ら、話のしようがないんで。本当はね。きょうは、もうあえてそれ以上の

ことは言いません。結構です、もう。もし、後でそういうなんがわかれば、また教えてください。

議長（増田会長） はい。

井竿委員 この間、幹事会でこの問題は議論になったんですよ。そのときに、資料としてはそれなりに出すと。資料として出すから、内部で協議をしてくださいということで、資料を出しとると思うんですよ、全部。それ、内部の協議ができとらんだけの話で、だから、高松市の方も、この種の問題は、議会の方へ説明して、こういう差異があるというような話もやね、議会の方の了解もろうとるわけや。だから、国分寺の方も、資料としては隠す必要ないですからね。いいですよというんで、幹事会で了解して、資料をうちの方から渡しとるはずですよ。それを議会との調整ができとらんだけのことであると思うんですよ。

宮崎委員 そんなね、資料は出しとるんがね、僕らはわからんし、僕ら、いただいてないからこういう質問しとんですよ。それだけはわかってください。

議長（増田会長） ありませんか。ほかに、この件についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをさせていただきます。

協議第44号及び協議第45号について、原案のとおり確認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようございますので、協議第44号及び協議第45号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第46号環境対策事業について及び協議第47号建設関係事業について、2件を一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、先ほどの附属資料35ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第46号の環境対策事業のうち、35ページから36ページにかけましては、ごみ処理事業の収集方法等について、両市町の現況を整理いたしております。

ごらんのように、両市町では、分別の区分、収集回数、収集方法等に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域のごみ

の収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」といたしております。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の手数料でございますが、現況に記載のとおり、両市町では、ごみ袋の料金、処理手数料等において差異がございますほか、事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの処理方法が異なっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。国分寺町指定のごみ袋及び有料シールについては、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域において、使用できるものとする。」としたところでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物適正処理指導事業でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、1のごみステーションの管理方法及び2の分別収集推進活動補助に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物収集運搬・処理許可でございますが、現況欄に記載のとおり、申請手数料等において差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

廃棄物管理指導等でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町で実施しております1の不法投棄等不法処理防止及び3の産業廃棄物空中監視、立入り指導等の実施内容におきまして差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

41ページから42ページにかけての衛生組織団体活動推進事業でございますが、国分寺町には、衛生組織団体がございませんことから、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。」としたと

ころでございます。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ減量・資源化推進事業でございますが、現況のうち、3の生ごみ処理機等購入経費補助につきまして、その補助率等におきまして差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

なお、次の44ページの環境基本計画は、高松市のみ制度でございます。

次に、45ページをごらんいただきたいと存じます。

環境保全推進事業でございますが、両市町で事業内容に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

大気汚染監視事業でございますが、国分寺町地域におきましては、県がほぼ同様の業務を実施しておりますことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと存じます。

騒音振動防止対策事業でございますが、各種測定の実施状況において差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、48ページをごらんいただきたいと存じます。

水質汚濁監視事業でございますが、1の公共用水域水質調査について実施方法が異なりますほか、2の地下水質調査以下の調査につきましては、国分寺町では、県が実施をしているものでございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次の49ページの公衆便所管理につきましては、高松市のみ制度でございます。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと存じます。

し尿収集事業でございますが、現況欄に記載のとおり、手数料、徴収方法等に差異があるほか、5の貯留施設でございますように、国分寺町では、一部事務組合である綾南環境衛生組合の中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域のし尿収集手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。綾南環境衛生組合のし尿中継用貯留施設へのし尿の搬入等については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内

容としたところでございます。

以上が環境対策事業についての説明でございます。

続きまして、建設関係事業について御説明申し上げます。

52ページをごらんいただきたいと思います。

まず、用途地域でございますが、資料に記載のとおり、両市町において、用途地域を指定いたしておりますが、その種類に差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の用途地域については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、53ページをお開き願います。

屋外広告物規制でございますが、高松市では、中核市として、市が屋外広告物の許可等の規制事務を行っておりますが、国分寺町では、県が同様の業務を行っております。

調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、54ページをごらんいただきたいと思います。

54ページから57ページにかけましての建築指導でございますが、一部、国分寺町において実施している事業もでございますが、大半は、高松市では、特定行政庁として、市が実施いたしており、国分寺町では、県が同様の業務を実施いたしておるものでございます。

また、56ページの10の特定用途制限地域内の制限と、次の57ページの11旅館施設等の建築に関する制限の制限内容などに市町間で差異がございます。

この調整案でございますが、54ページに記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の特定用途制限地域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、58ページをごらんいただきたいと思います。

58ページから59ページにかけましての開発指導でございますが、大半は、市では、中核市あるいは特定行政庁として、市が実施しており、国分寺町では、県が同様の業務を実施いたしておりますが、このうち、3の開発行為等の許可基準において、両市町間では差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、60ページをごらんいただきたいと思います。

60ページ及び61ページの建築物等検査、そして、62ページの確認申請審査につき

ましては、建築基準法に基づき、特定行政庁として、高松市が実施している事業でございますが、国分寺町でも、県が同様の業務を実施いたしております。

調整案は、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、63ページをごらんいただきたいと存じます。

63ページから64ページにかけての都市公園等でございますが、現況のうち、2の維持管理の方法及び4の有料施設の使用料及び管理運営において、市町間で差異がございますほか、国分寺町では、3の占用料を徴収いたしておりません。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、如意輪寺公園の記念植樹は、当分の間、現行のとおり継続するものとする。なお、施設の管理運営方法等については、合併時まで調整するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、65ページのちびっこ広場でございます。

現況欄に記載のとおり、両市町では、その内容に差異があるほか、2の国分寺町のミニ公園につきましては、土地の賃借料が有償となっております。

対応策でございますが、国分寺町のミニ公園については、高松市のちびっこ広場として引き継ぐ。なお、土地賃借料については、現契約期間満了時に無料の方向で見直すものとするとし、調整案としても、記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、66ページをごらんいただきたいと存じます。

66ページから69ページにかけて記載しております緑化事業、花いっぱい推進事業及び緑の基本計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、70ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町道路等でございますが、両市町の道路状況などの現況は、資料に記載のとおりでございますが、このうち、4の認定基準につきましては、国分寺町では、町道の認定基準を定めておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。国分寺町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、71ページをごらんいただきたいと存じます。

道路維持管理でございますが、3の清掃におきまして、一部差異がございますが、両市町とも、ほぼ同様の取扱いをいたしておりますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次の72ページの道路愛護団体につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、73ページをごらんいただきたいと存じます。

道路新設改良でございますが、現況欄でございますように、高松市では、市の計画及び地元要望により、道路等の新設改良を行っておりますが、2でございますように、地元要望による場合、記載のとおり単価とし、時価買収は行わないこととしております。

一方、国分寺町では、町の計画や地元要望により実施する道路等の新設改良事業に係る用地買収につきましては、土地の評価額の半分程度で買収する方法をとっております。また、3でございますように、国分寺町では、町単独で共同施行に対する補助を実施いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、国分寺町地域で継続中の事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと存じます。

急傾斜地崩壊対策事業でございますが、現況のうち、3の採択基準等につきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「国分寺町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、75ページをごらんいただきたいと存じます。

水防対策でございますが、現況のうち、4の水防本部の設置時期及び6の避難勧告等の住民への周知方法につきまして、市町間で差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

次に、76ページをごらんいただきたいと存じます。

76ページから77ページにかけましての市・町営住宅でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町で住宅の種類及び申込み資格に差異があるほか、国分寺町では、旧地域改善向け住宅の住宅使用料を特に減額をいたしております。また、国分寺町では、駐車場使用料、車庫証明用書類の発行手数料及び督促手数料を徴収いたしておりません。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐ。国分寺町において、合併時までに旧地域改善向け住宅の住宅使用料の減額措置を廃止する。国分寺町の旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、市町村立地係数及び利便性係数を変更し、公営住宅法等により定められた額に調整す

るものとするとし、調整案も同趣旨の内容といたしております。

次の78ページの特定優良賃貸住宅制度と79ページの高齢者向け優良賃貸住宅制度につきましては、いずれも高松市のみの制度でございます。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

住宅新築資金等貸付金でございますが、現況欄でございますように、国分寺町では、貸付条例を廃止していないほか、3の貸付金の償還につきましては、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町において、合併時までに貸付条例を廃止する。国分寺町の住宅新築資金等貸付金については、高松市の住宅新築資金等貸付金として引き継ぐものとし、償還方法及び納期限については、現行のとおりとするとし、調整案も同趣旨の内容といたしております。

以上が建設関係事業についての説明でございます。

以上で協議第46号及び協議第47号についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号及び協議第47号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 岡西でございます。

65ページのちびっこ広場についてですけれども、国分寺に、現在、9カ所ミニ公園があるわけですが、地権者との契約更改時に、果たして、以後これはもうただにしてくれよということは、恐らく無理だろうと思いますし、もしかして、このちびっこ広場がもう全部なくなるかもわかりません。そうなりますと、非常に、お年寄りが毎朝ゲートボールを楽しんでおりますけれども、これはどうしても老人福祉の後退につながるようになるかと思うんで、ひとつ合併時までに何とか調整していただきたいなという、先日の特別委員会での多くの委員の皆さんの希望がありましたので、ひとつお願いいたしたいと思います。

議長（増田会長） それじゃ、事務局からお答えします。

大林都市開発部会委員 都市開発部会大林でございます。

今の件についてお答え申し上げます。高松市の制度につきましては、無償でお借りして行っておるということでございます。そうしたことから、今後におきましても、無償で行うということで進めていきたいと思っております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

岡西委員 岡西でございます。

そうはつきり切られるとつらいもんがあるんですけども。まあまあ、高松の場合は、固定資産税も結構高いので、それだけでも助かるという点があるかと思う。ところが、国分寺の場合は、評価額が低いですから、固定資産税ぐらい減免してくれても、そんなにありがたないわけなんですよ。それで、何がしかの賃借料をお払いしとるわけなんですけど。それが、いきなり、きょうからただということはちょっと言いづらいだろうし、恐らく納得していただけないんじゃないかなと思うて、それで発言したわけなんです。

議長（増田会長） 御要望の趣旨はよくわかりましたので、今後、事務当局、お互いやる中で、いきなりそういうことになって、実際、公園がなくなるや、ということになったら、住民のサービスの低下ということになりますんで、そこらは十分に調整させていただきます。

岡西委員 はい、よろしくをお願いします。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをさせていただきます。

協議第46号及び協議第47号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第46号及び協議第47号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第48号上水道事業について及び協議第49号下水道事業についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、82ページをごらんいただきたいと思います。

上水道事業について御説明いたします。

まず、経営形態、会計制度等でございますが、現況欄にございますように、1の経営形態、2の会計制度につきましては、両市町とも同様でございます。

次に、3の財政状況でございますが、現況欄にございますように、高松市では、平成15年度決算の利益剰余金残高が20億円余となっております。また、給水原価と供給単価

の差は、1立方メートル当たり18円65銭となっております。

一方、国分寺町でございますが、高度浄水処理施設に係る維持管理費、企業債元利金、減価償却費の経費が財政を圧迫し、毎年赤字が生じており、累積欠損金が多額に上っております。15年度末の累積欠損金は約14億円となっているものでございます。

また、1立方メートル当たりの給水原価が、供給単価を50円98銭上回っているという状況であるほか、約46億円の企業債残高がございます。

なお、国分寺町の現況欄の最後に印で記載しておりますように、国分寺町では、高度浄水処理施設につきましては、平成17年度当初を目途に、一般会計に移管した上、施設については水道事業において湯水対策用として運用管理できるよう、会計処理を行う予定でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、右下にございますように、「国分寺町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。」としたところでございます。

なお、その上側の対応策の欄にございますように、国分寺町の水道施設のうち、浄水施設に係る起債については、国分寺町において、平成17年度当初を目途に、一般会計に移管することとし、累積欠損金については、平成16年度決算において、資本剰余金と相殺し、処分することとする。なお、施設については、水道事業において湯水対策用として活用できるよう、あわせて所要の手続きを行うこととする。この場合、国分寺町が保有している基金等の充当を初め、適切な財源を確保する中で、合併後の市の健全な財政運営に支障が生じないよう、十分配慮することとするとしております。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

84ページは、水道料金でございますが、国分寺町の水道料金は、合併時に高松市の水道料金に統一するというものでございます。

この水道料金につきましては、91ページにございます参考資料で御説明を申し上げます。少しページが飛びますが、91ページをごらんいただきたいと存じます。

91ページのうち、2の水道料金でございますが、中ほどの表はメーター口径と1カ月の使用水量ごとに市町間の一般用の水道料金を比較したものでございまして、表の中の1カ月の使用水量の欄に印がついておりますのは、各口径における平均使用水量でございます。

表の下側に記載しておりますように、国分寺町の水道使用者の96.2%を占めるメー

ター口径が13ミリの一般用、家庭用の場合、1カ月使用量5立方メートル以上の、全体の83.6%の使用者は、水道料金が平均で1,012円安くなり、上の表では印がついております一般家庭の平均使用水量である1カ月20立方メートル使用の場合は、945円安くなります。また、他のメーター口径や用途を合わせますと、全体の85.4%の使用者が水道料金が安くなるものでございます。

一方、メーター口径が13ミリの一般用の場合、1カ月の使用量が4立方メートル未満につきましては、高松市の方が基本料金が高いことから、若干高くなります。また、口径が20ミリ以上の大口の使用者につきましても、高松市では、基本料金がメーターの口径が大きくなるほど高くなるように設定されておりますことから、使用水量が少ないものについては高くなります。ただし、国分寺町においては、使用開始や中止に手数料が2,000円必要でございまして、このため、使用中止の手続をせず使用実態のないものも相当数含まれていると考えられ、また、メーター口径が20ミリ以上の大口の使用者も、使用水量の少ない場合は、口径を変更すること等により影響が少なくなること、また、高くなるものについても大きな負担にならないことから、合併と同時に高松市の料金に統一することとしたところでございます。

以上が水道料金でございます。

戻りまして、85ページをごらんいただきたいと存じます。

85ページには給水装置新設等負担金、86ページには手数料についての両市町の現況を記載いたしておりますが、合併時に高松市の負担金、手数料に統一することといたしております。

恐れ入りますが、先ほどの参考資料の94ページ、そちらを再度ごらんいただきたいと存じます。

94ページには、高松市及び国分寺町で給水装置の新設または改造工事を施工した場合の費用負担例を記載しておりますが、その例にございますように、左側の新設工事の場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均で6,200円安くなります。なお、右側の改造工事におきましては、負担は変わりません。

次に、戻りまして、恐れ入りますが、87ページをお開き願いたいと存じます。

87ページは、浄水施設等でございますが、両市町の浄水施設とその維持管理体制は現況欄に記載のとおりでございますが、右上の問題点・課題の欄にございますように、国分

寺町の浄水施設を引き続き常時稼働させる場合、維持管理費が膨大となり、水道財政に大きな影響が生じることとなります。

対応策でございますが、国分寺町の水道施設のうち、浄水施設に係る起債については、国分寺町において、平成17年度当初を目途に、一般会計に移管することとし、累積欠損金については、平成16年度決算において、資本剰余金と相殺し、処分することとする。なお、施設については、水道事業において湯水対策用として活用できるよう、あわせて所要の手続きを行うこととし、調整案といたしましては、「国分寺町の浄水施設については、湯水対策用として活用するとともに、配水池等については、適切な維持管理を行う。」としたところでございます。

続きまして、88ページをごらんいただきたいと存じます。

88ページの受付・収納、そして89ページの漏水対策及び90ページの水質検査につきましては、いずれも「高松市の制度に統一する。」ことといたしております。

以上が上水道事業についての説明でございます。

続きまして、下水道事業についてを説明いたします。

96ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、公共下水道事業計画でございますが、両市町の計画概要は記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「国分寺町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、97ページをごらんいただきたいと存じます。

下水道使用料でございますが、1の使用料、2の徴収方法及び3の納入期限・納入場所におきまして、市町間で差異がございます。このうち、1の使用料につきましては、表の下側に平均的な使用料を記載しておりますが、高松市の使用料が若干安くなっております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、98ページをごらんいただきたいと存じます。

受益者負担金でございますが、両市町では制度の内容に差異がございます。このうち、2の負担金額につきましては、高松市では、1平方メートル当たり150円、国分寺町では、1平方メートル当たり380円となっているものでございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、99ページをごらんいただきたいと存じます。

水洗便所改造資金支援制度でございますが、1の内容について、市町間で相違がござい

まして、高松市では、市が直接貸付けをいたしておりますが、国分寺町では、融資のあっせんを行い、金融機関に対し利子補給を行っております。また、2の貸付・融資あっせん額につきましても、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、100ページをごらんいただきたいと思います。

汚水ますの設置でございますが、費用の負担区分に市町間で差異がございまして、高松市では、使用者の負担となっておりますが、国分寺町では、町が負担をいたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、101ページをごらんいただきたいと思います。

合併処理浄化槽設置に対する補助でございますが、両市町とも同様の補助制度を設けておりますが、補助限度額に市町間で差異がございますほか、高松市では、市税滞納者については、別の基準を設けており、また、国分寺町では、重点整備支援補助、単独浄化槽撤去費補助及び大型合併処理浄化槽修繕補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。国分寺町地域における合併処理浄化槽設置に係る重点整備支援補助及び単独浄化槽撤去費補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとし、専用住宅に設置する場合の補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次の102ページから103ページにかけましての雨水利用でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町間では助成制度の内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、104ページをごらんいただきたいと思います。

排水設備設置助成でございますが、これは現況欄に記載のとおり、国分寺町のみの制度でございます。

調整案でございますが、「国分寺町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ、受益者負担金を賦課されている者について、合併年度及び

これに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

なお、105ページには、先ほどの下水道使用料の比較表を掲載いたしておるものでございます。

以上が下水道事業についての説明でございます。

以上で協議第48号及び協議第49号についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第48号及び協議第49号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

山下委員 国分寺の山下です。

この下水道に関してでございますが、2番の負担金、これは実際、この面積によって、平米150円、国分寺は380円となっているんですが、これ、合併と同時に、この150円になるんですか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問は、附属資料の98ページの受益者負担金に関する御質問でございます。

土木部会の方から答弁をお願いいたします。

鎌田土木部会委員 土木部会の鎌田でございます。

この受益者負担金ですが、あくまで合併後に賦課されたものにつきましては、高松市の制度が適用という形になります。それで、もう既に国分寺町で賦課されて徴収猶予になっているものとか、それから分納で残ってるもの、これにつきましては、あくまで国分寺町のものが適用になるということでございます。

山下委員 そういうことは、国分寺の下水道の工事が終わるまでは国分寺の制度やということですか。

鎌田土木部会委員 いや、合併後に、もう工事が終わって、供用を開始して、賦課する場合、賦課がどちらになるかによって、合併後に賦課されるものについては高松市の方が適用されるということでございます。

山下委員 済みません。もう一度確認すんですが、賦課ちゅう意味は何ですか、賦課ちゅう意味は。

鎌田土木部会委員 工事が済みまして、下水が使えるようになります……

山下委員 供用開始ですか。

鎌田土木部会委員 使えるようになったら供用開始の告示するんですが、その後に、受益者負担金を徴収するように賦課するわけです。これを納めてくださいということで。その時点が、賦課の時点が、合併後になるか、合併前にしとるかによって、どちらの制度が適用されるということになるわけです。あくまで賦課が合併後であれば高松市の制度が適用という形になります。

山下委員 合併後であれば。わかりました。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

宮崎委員 また、宮崎です。

水道の件で1件だけお聞かせ願いたいと思います。

私どもの浄水場、なかなか立派なものですけれども、経営上こういうふうにしなきゃならないということで、残念ではありますけれども、やはり、休止をしなきゃならないということにつきましては、私どもも異存はございません。ただ、先般まで、もう何度も私の方の会で、もし休止になった場合に県水でやると。じゃ、県水の場合には、今の配管、現在使用している配管だけで十分かと、恐らく間に合わないんじゃないかということで、何度もお話をしておりましたけれども、昨日の夜、ようやく、まあ、いかんということは言われたんです。水道の専門家であります高松市の方も見ていただいておりますので、どのような今後の対応が必要か、それとも今の現状で本当にいけるものかどうか、そのあたりを少し詳しく教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

松尾水道部会長 水道部会長の松尾でございます。

今の、県水の切りかえでございますけれども、適正な、いわゆる水圧の保持、それから安定確保というふうな形で、県水増量のためには、今の配管が非常に細うございます。したがって、大口径に敷設替えをするという必要性がございますので、それをやらないと、いわゆる安定的な供給は図られないというふうに考えております。

宮崎委員 宮崎です。

申しわけございませんけれども、17年度中ということになりますので、そのあたりも早急な対応を検討しとってください。もし、こういうふうになった場合には、よろしく願いいたします。

松尾水道部会長 十分に、担当と技術的なことを決めまして、早急にそういった改善を図ってきたいというふうに考えております。

議長（増田会長） ほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第48号及び第49号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第48号及び協議第49号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第50号社会教育事業について及び協議第51号文化振興事業についてを一括議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、107ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第50号社会教育事業についてでございますが、まず、生涯学習基本計画につきましては、国分寺町では、計画は策定されておりませんことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、108ページの子ども読書活動推進計画でございますが、これも高松市のみの制度でございます。

次に、109ページから110ページにかけての子どもの健全育成でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町の事業内容等において差異がございまして、このうち、4のふるさと教室と7のやっぴんまいスポレク、子どもまつりだよについては、国分寺町のみの事業でございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町のふるさと教室については、国分寺町地域の公民館事業として実施する。国分寺町の「やっぴんまいスポレク、子どもまつりだよ」については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容といたしております。

次に、111ページをごらんいただきたいと存じます。

子ども会活動の促進でございますが、現況欄にございますように、補助対象団体等において市町間で差異がございました。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松

市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の校区子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、１１２ページをごらんいただきたいと思います。

P T A活動の促進でございますが、現況のうち、２の補助対象団体におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、１１３ページをごらんいただきたいと思います。

成人式でございますが、高松市では成人の日に、また、国分寺町では１月２日に、記載のような内容で成人式を実施いたしてありまして、内容につきましても市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、１１４ページをごらんいただきたいと思います。

青年活動の推進でございますが、１の青年団体の育成事業の補助内容におきまして、市町間で差異がございます。国分寺町では、国分寺町青年会に対して運営補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

次に、１１５ページをごらんいただきたいと思います。

家庭教育等の推進でございますが、１の家庭教育学級につきましては、両市町とも実施しておりますが、その他は高松市のみの事業でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、１１６ページをごらんいただきたいと思います。

成人教育の推進でございますが、現況欄に記載のとおり、実施内容等におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町婦人会に対する婦人学級開設委託費については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたと

ころでございます。

続きまして、117ページをごらんいただきたいと存じます。

公民館でございますが、117ページから119ページにかけて、両市町の公民館の現況を記載いたしておりますが、1の施設の概要でございますように、高松市では、地区公民館が41館、また、管理公民館が1館整備されております。

一方、国分寺町では、地区公民館5館が整備をされております。

また、118ページの2の開館時間等、次の119ページの4の使用料におきまして、市町間では差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、117ページに記載しておりますように、「国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。」としたところでございます。

次に、120ページの高松市生涯学習センターにつきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、121ページをごらんいただきたいと存じます。

少年育成センター事業でございますが、2の事業内容のうち、地区住民会議サポートの支援の内容において、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町青少年健全育成連絡協議会については、高松市青少年健全育成市民会議への統合を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、122ページをごらんいただきたいと存じます。

122ページから123ページにかけてのスポーツ団体育成事業でございますが、現況のうち、1の体育協会に対する補助、123ページの4にございますスポーツ少年団への補助及び登録料等におきまして、市町間では差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

次に、124ページをお開き願いたいと存じます。

スポーツイベント等振興事業でございますが、現況欄に記載のとおり、1の市・町民スポーツ大会の内容等におきまして、市町間で差異があるほか、2の地区運動会は、国分寺

町では実施いたしておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域のスポーツフェスティバルの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、125ページをごらんいただきたいと存じます。

各種スポーツイベント事業でございますが、両市町共に現況欄に記載のような事業等を実施いたしておりますが、両市町では類似のイベントがございますほか、国分寺町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が国分寺町地域に限定されるものがございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域のB & G関連事業については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

次に、126ページをごらんいただきたいと存じます。

体育指導委員でございますが、1の構成のうち、委員の選出方法について市町間で差異がございます。高松市では、各小学校区から男女各1名を選出することとなっております。国分寺町の委員数等は、資料に記載のとおりでございます。また、2の活動内容及び3の報酬におきましても、市町間では差異がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町地域の委員については、2小学校区から推薦された男女1名ずつとする。委員定数については、合併時までに見直しを行うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、127ページをごらんいただきたいと存じます。

127ページから128ページにかけましての学校体育施設開放推進事業でございますが、現況欄の2の管理運営方法、3の使用の申請方法、5の管理謝金、次の128ページの6の使用料及び7の開放時間におきまして、市町間では差異がございます。

調整案でございますが、127ページに記載のとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、129ページをごらんいただきたいと存じます。

129ページから132ページにかけての体育施設管理運営でございますが、両市町で

は体育施設の管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等におきまして差異がございますほか、国分寺町では、町民体育館を中学校の部活動、授業で優先使用しているとともに、勤労青少年ホームを小学校の授業で使用いたしております。また、体育施設を体育協会及びスポーツ少年団が行事等で使用する場合や、学校の行事等で使用する場合には、減免措置を行うとともに、町直営で体育施設の管理運営を行っているところでございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が社会教育事業についてでございます。

続きまして、文化振興事業について御説明申し上げます。

134ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、指定文化財でございますが、1の文化財保護審議会（委員会）につきまして、委員数及び報酬等に差異がありますほか、5の国指定特別史跡・史跡の保存等事業についても差異がございます。

対応策でございますが、国分寺町文化財保護委員会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。国分寺町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては、国分寺町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。国分寺町の国指定特別史跡・史跡の保存等事業については、高松市に引き継ぐとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、135ページをごらんいただきたいと存じます。

埋蔵文化財調査事業でございますが、2の出土品の整理・保管に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次の136ページの文化財学習事業と137ページの文化奨励賞につきましては、高松市だけの制度でございます。

続きまして、138ページをごらんいただきたいと存じます。

文化祭開催事業でございますが、両市町では、地区文化祭の開催時期、内容等において差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、139ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございますが、2の学校巡回教室につきましては、高松市のみ実施している事業でございます。3の市・町民大学につきましては、開催時期等におきまして、市町間で差異がございます。また、4の音の祭りは、国分寺町のみのものでございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町音の祭りについては、継続して実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、140ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、文化協会の組織及び文化団体の活動補助等に差異がございます。また、芸術文化活動事業補助については、高松市のみのものでございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。国分寺町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時まで調整する。国分寺町地域における文化団体補助については、団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、141ページをごらんいただきたいと存じます。

141ページから143ページにかけましての歴史資料館運営事業でございますが、高松市には高松市歴史資料館、国分寺町には讃岐国分寺跡資料館が設置されておりますが、施設の内容、開館日、開館時間、観覧料等におきまして、市町間では差異がございます。また、国分寺町では、倉庫作業棟内の研修室について、使用料を徴収いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。讃岐国分寺跡資料館は、高松市の資料館として引き継ぐ。ただし、観覧料等については、団体観覧の取扱いを除き、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、144ページをごらんいただきたいと存じます。

歴史資料整備等事業でございますが、現況欄に記載のとおり、資料調査業務等に差異がございますほか、国分寺町では、平成16年度末を目途に町誌編さん事業を実施しているなど、市町間ではその内容に差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、国分寺町誌編さんに伴う古文

書等の資料については、高松市歴史資料館等において、適切に保管するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、145ページをごらんいただきたいと存じます。

文化教育普及事業でございますが、1の体験学習及び2の歴史資料館講座の内容等におきまして、市町間で差異がございますほか、4の史跡まつりにつきましては、国分寺町のみ実施している事業でございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町で実施している体験学習、歴史資料館講座及び史跡まつりについては、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

次に、146ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館運営事業でございますが、両市町とも図書館を設置し、記載のような運営事業を実施しておりますが、休館日、開館時間、貸出の冊数等におきまして差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町立図書館については、高松市図書館の分館として取り扱うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、147ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館事業でございますが、2の児童行事の開催時期等において、市町間で差異がございますほか、3の移動図書館の巡回につきましては、国分寺町では実施いたしておりません。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、148ページの文化センター事業から156ページの美術館協議会等までは、いずれも高松市のみのものでございます。説明は省略をさせていただきます。

以上が文化振興事業についての説明でございます。

以上で協議第50号及び協議第51号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第50号及び協議第51号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

大捕委員 高松市の大捕でございます。

各種団体の社会教育事業におきまして、高松市と国分寺町との補助金の問題が書かれて

おりますが、それで、この中の文言として、合併後4年目において、高松市の制度に統一するように、段階的に調整するという言葉が出ておりますが、これ非常に言葉としてはきれいなんですが、実際問題としては、段階的に補助金を調整するということは、どういう方法で書かれておるんか、ちょっと私は理解に苦しむんですが。団体としては、もう0か100か、補助金は、そしたら10万円でしたら10万円、5万円だったら5万円ということで、段階的に調整するということは、どういう方法を指しているのか、ちょっと理解できませんので、お聞きしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、この件に関しましては、教育部会の方から答弁をお願いいたします。

松木教育部会委員 教育部会でございます。

団体補助金についての段階的な調整ということでございますけれども、合併年度は現行のとおりといたしまして、それから3年間で、まだ具体的にはあれですけども、例えばですが、初年度25%減、次の年50%減、3年目で75%減、4年目で同額と、高松市の水準に合わすというふうなことを想定いたしております。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

大捕委員 いや、そしたらね、例えば、国分寺の方が子ども1人当たりの補助金が高松市の4倍あるとします。そしたら、国分寺町のこの会議においては、自分とこの補助金が多いもんですから、4年間はじりじりと高松市との共同の参画といいますか、合併ということについて延ばしてくる。極端に差があった場合は、それじゃ4年目まで待つかということにもなるかなという気もするんですけども。それは極端な例で、ちょっと私は実際ここ携わっておりますが、もう1年か、そこらのあたりでいろんな私自身のかかわっている団体まとめようとは思っておりますんで、そのあたりがちょっとどうなるか、腑に落ちんということもあるんですけども。まあ、結構でございます。余り難しいこと言うてもあれなんで、はい。

議長（増田会長） また後で。

はい、どうぞ。

池崎委員 国分寺町の池崎でございます。

今の件について申し上げますが、私は、婦人会の方にかかわっているんですけど、ここ

にありますように、婦人学級は八つほどありまして、各10万円ほどいただいているんですが、これは歴史をひもといてみると、昭和20年代の終わりころの会長さんが、婦人は研修をしなかつたらいけないということで始めたそうです。その後、各年代層に学級をつくりまして、南北婦人会が教委の委託で、婦人会員がその学級に入って自主的に活動をしているんです。今現在、本当に喜んでみんなが研修をしております。

例えば、こないだの地域の子どもの連れ去りというのが奈良でありましたけど、あの後、国分寺町でもよく似たようなことがあって、未遂に終わりましたが、無線でもそのようなことについて、教育委員会の方や、それから青少年育成センターの方から気をつけるようにというふうに放送がございました。その学級の方でも、調理実習をした後とか、4学級の交流会のときとかに、青少年育成センターの所長さんをお迎えして、私たちがどのように地域の子どもたちに協力したらいいかということについてお話をいただきまして、それから、町の方で安全パトロール用の腕章をつくっておるんです。夕方、散歩するときには、その腕章をもらってつけたらいいんじゃないかとか、そのようなことも、その学級で話し合っております。これを合併で一遍に切られたら本末転倒するので、私としては、この3年間見直しの時期を見ていただいて、大変感謝をしてるんですけど、そのうちに、また婦人学級も自分たちの生きていく道を探っていかなかったらいけないというふうには考えております。だから、私としては、非常に3年間猶予期間があることを感謝してるんですけど。済みません、失礼いたしました。

議長（増田会長） ありがとうございます。

それじゃ、どうぞ。

宮崎委員 また宮崎ですけど。

この140ページの文化協会、これ補助内容を書いとんですけど、私どもの、これ100万円という金額が、なぜここへ出てないのかなと思ったり、高松市の、この補助内容について、これどうかなという気はいたしております。なぜ載せなかったかなという気はいたしておりますけれども。

それと、私、この文化・体育関係なんですけど、私は聞きなれない言葉があるんですね。というのは、校区制とか地区制というの。

それで、今回の、先ほど見ておりましたら、体育指導委員にしても、南と北で、その中で選任、男女1名ずつという言葉が出とったんですけど。聞くところによりますと、塩江は3校区制というのをとっとんですよ。それで、その校区制によって補助金も変わって

くる。1校区に補助金を何ぼという場合も多々あると思うんですよ。

失礼な話ですけども、塩江さんは3,700ぐらいですかね。じゃ、3校区であれば1,200人に1校区、うちく、1万2,000人に1校区、半分で割りゃ。2万4,000ですからね。じゃ、それ、余りにも活動する人の人数の数が違うし、それを同じ校区と合わされるのはちょっとおかしいのかなと、何とか配慮できないのかなという気がいたしております。そのあたりはどのような考えしておるんですかね、すべての面を考えて。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、ただいまの御質問は、まず、体育指導委員の関係でございますので、126ページでございますが、教育部会の方から答弁をお願いをいたしたいと思えます。

熊野教育部会委員 教育部会の熊野と申します。よろしく願いいたします。

そしたら、宮崎委員さんの御質問の件で、まず1点目、体育指導委員の選任の件でございますけれども、この体育指導委員さんにつきましては、市・町それぞれ教育委員会が委嘱いたしておるものでございます。体育指導委員さんの職務といたしましては、いわゆる市の、あるいは町の主催する行事等への参画が一つあるかと思えます。

もう一方では、地域におきましてのスポーツの振興、指導者の立場でいろいろとお願いいたしておるわけでございますけれども、今回の、この合併に基づきまして、体育指導委員さんの人数につきましては、現在、高松市に82名の体育指導委員さんがおられますので、その方々と共に合併後の高松市の行政面における参画をお願いいたしたいと思っております。

また、地域におきましては、今現在の委員さん、あるいはこれからお願いしたい地区体育協会、そういった組織をお願いしておるわけでございますけれども、そういった中で、体育指導委員さんも含めまして、その地区体育協会の役員さんともどもに地域のスポーツ振興の方に取り組んでいただきたいという考えでございます。

また、地区体育協会の補助金関係でございますけれども、この件につきましては、実は、高松市にも1地区体育協会におきまして3万人の人口のところもありますし、あるいは1,000人を切っている地区体協もあるわけでございますけれども、市の考えといたしましては、人数のいかにかわらず、地域のスポーツ振興にいろいろと事業を実施していただきたいと。その活動補助金という形で、一律の金額というものを設定しておるわけございまして、この事業数につきましては、たとえ人口の多い少ないによりまして、

確かに事業を実施した場合の参加数はかなりの差が出ようかと思えますけれども、事業につきましては、ある程度、地域においてまんべんなく事業を実施していただきたいと、そういう意味のもので、地域人口割というのは設定せずに一律の活動補助金という形で交付しておるとのことでございます。

以上でございます。

宮崎委員 また宮崎です。

この、今、体育指導委員、今、高松市82名と言われましたね。それには、やっぱり41校区、地区というんですか、校区というんですかね、地区ですか。

熊野教育部会委員 校区です。

宮崎委員 校区ですか。その中で2名ずつ選出されとるということは、私どもは1校区になるんですか。2人ということになるんですから。

熊野教育部会委員 いや、小学校二つですので、4名。

宮崎委員 4名ですか。いや、両方で合わせて推薦男女1名ずつになっとるけん。合わせてになっとるけん。2小学校合わせて1人ずつになっとる、男女1人ずつになっとるでしょう。

熊野教育部会委員 1小学校区で男女1名ずつですから。

宮崎委員 いや、合わせてになっとったよ。

熊野教育部会委員 126ページの対応策の欄でございますけども、各小学校から推薦された男女1名ずつとなつて……

宮崎委員 1名ずつやろうが。

熊野教育部会委員 4名です。

宮崎委員 高松市の例は、やけど、ここでは書いとん違うでない、これは。2小学校区から推薦された男女1名ずつというて書いとんやないか、なあ。違う、2小学校でや、書いとんや、見て、ここへ。

熊野教育部会委員 各小学校区から男女1名ずつということで、4名ということになります。

宮崎委員 2小学校区から推薦された……、2小学校区というたら、その校区二つの中で一つじゃない、ほな一つのが違うん。もう少し理解ができるように書いてくれにやいかん、これは。こう読めるでしょう、とれるでしょう。1名ずつになるけん。そりゃそうやろう。いや、2名になるやろう、これはもう……。

議長（増田会長） これは、もう少しわかりやすい表現でね……。

宮崎委員 私も頭悪いけん、わからんのかしらんけども、市長さん、わかっとなかもしれんけど、私はちょっと……

議長（増田会長） いやいや、そうとられてもしょうがないところある。ちょっと事務局から。

宮崎委員 そう書いてくれたらわかるんだけど……

事務局次長（加藤） ただいまの、宮崎委員さんから御指摘ございましたんで、もう少しわかりやすいように書き直した上で、修正をするということで御了解いただきたいと。内容については、一任していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宮崎委員 ほじゃけん、これは、今言われたように、両方合わせて、その中で男女1名ずつというふうに理解しとるがね。じゃ、82名なんだったら、うちは1校区しか認められんのですかというて、ただでさえ大きいのに、まだ1校区になるのかなと思うて。そういうことで、できればそれぞれの施設、文化祭でも何でもそうでしょうけど、この地区の文化祭にしても、5万円ずつ助成するとなってるけど、もう小さな、それこそ校区、大きな校区あってやな、そのあたりは平等割、それから人口割というふうにせんとね、やはり多くの人間が来たら、もうこんな事業はできないということになりますので、今後の課題として、これは配慮していただきたいなと思っております。よろしく願いします。

議長（増田会長） おっしゃるとおりでして、私も、平等割もええけれども、やっぱり余りにも格差があるところは実態にあわせたようなことも、今後考えていく必要あると思っております。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、お諮りをさせていただきます。

協議第50号及び協議第51号につきまして、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第50号及び協議第51号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第52号その他の事業（女性政策）についてから協議第54号その他の事業（葬斎関係事業）についてまでの3件を一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは3件一括して御説明いたします。

158ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、その他の事業の女性政策でございますが、158ページの男女共同参画啓発事業と159ページの男女共同参画プラン推進につきましては、いずれも高松市のみのお事業でございます。

次に、160ページをごらんいただきたいと存じます。

女性センター管理・運営事業でございますが、高松市では女性センターを、国分寺町では女性会館を、それぞれ設置しております。施設の概要等は、160ページから161ページにかけて記載のとおりでございますが、その設置目的及び開館時間等におきまして、両施設で差異がございます。

対応策でございますが、国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。なお、女性会館の位置づけ、開館時間等については、現行の利用形態等も踏まえる中で、合併時まで調整するものとするとし、調整案としても、同趣旨の内容としたところでございます。

次の162ページの女性センター事業につきましては、高松市のみのお制度でございます。

次に、163ページをごらんいただきたいと存じます。

女性団体育成事業でございますが、市町間で支援内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、164ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業の契約制度でございますが、まず、物品等に係る入札・契約制度につきましては、両市町の現況を書いておりますが、このうち、入札参加資格の受付関係、発注方法等、入札・契約制度及び高額の特種物品購入に係る審査委員会につきましては、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、国分寺町のみのお名簿登載者については、高松市に新規登録するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、165ページをごらんいただきたいと存じます。

165ページと次の166ページにかけましては、契約制度のうちの建設工事等に係る入札・契約制度の現況を記載いたしております。現況のうち、1の入札参加資格受付、2の発注方法等、次の166ページの3の格付け等入札・契約制度、5の工事監督、検査、工事成績の採点におきまして、市町間でその内容に差異がございます。

対応策でございますが、165ページに記載しておりますように、高松市の制度に統一する。合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、国分寺町の名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、167ページをごらんいただきたいと思います。

その他の事業の葬斎関係事業でございます。

まず、葬斎場でございますが、両市町の現況は、167ページから168ページにかけて記載のとおりでございますが、運営主体におきまして、市町間で差異がございます。

また、高松市では、火葬施設の市内使用料につきまして、現在、有料化を検討中でございます。

対応策でございますが、167ページに記載しておりますとおり、合併後において、国分寺町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。綾南環境衛生組合（綾南斎苑）の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容としております。

続きまして、169ページをごらんいただきたいと思います。

市・町民葬儀でございますが、この制度は高松市のみでございます。

高松市の制度を適用した場合、現況欄に印で記載のとおり、国分寺町では、霊柩車の運行料金について、綾南斎苑使用料に含まれておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。ただし、霊柩車運行料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、170ページをごらんいただきたいと思います。

170ページと171ページに記載しております墓園関連事業でございますが、現況のうち、1の墓地の永代使用料等、次の171ページの2の使用者の資格、3の使用許可

書再発行に伴う手数料、そして、4の墓地の経営許可事務につきまして、市町間では差異がございます。

調整案でございますが、170ページでございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で協議第52号から第54号までの3件についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第52号から協議第54号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 岡西でございます。

165ページの入札の参加資格なんですけど、建設業の、特にうちの町内の零細業者といた、こういうこと言うのは失礼かもわかりませんが、高松の基準に満たしたところで、非常に業者が多ってくると、なかなか入札に呼んでもらえんのかなと、非常に危惧しております。そういうことで、でき得ることなら、旧国分寺地区内で出てくる工事については、当分の間、国分寺町内の業者を優先的に入札に呼ぶと、そういう考えはおありか、それともないのか、ちょっと伺います。

あともう一点、最後は火葬場ですけども、現在、綾南斎苑、私ども加入しとるわけですよ。できますれば、高松になっても、やはり、綾南の環境衛生組合を引き続き継続しておっていただいて、やはり、旧国分寺地区の住民がどこへ、どっち、高松行ってもええ、綾南、便宜上、綾南の斎苑行ってもええという、そういう選択できるような方法であってほしいという意見が、非常に私どもの議会でも多かったんです。私ども、綾南斎苑言いません、タカトビ、タカトビというて、病気になったら、もうタカトビ行かな治らんわという言い方で、非常に親しみを持っておりますので、できたら選択できるような方向で、もう離脱しないをお願いしたいなという、これは希望でございます、よろしく。この2点についてお願いします。

議長（増田会長） 以上2件について、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それではまず、建設工事にかかわる入札・契約制度につきましては、土木部会の方からお答え申し上げます。よろしくお願いをいたします。

西岡土木部会委員 土木部会の西岡でございます。

165ページのところですが、ここで、発注方法等で、高松市の発注方法を記載をいたしておりますが、高松市の場合は、130万円を超える工事につきましては、一般競争入札あるいは一般競争入札に準じた公募型指名競争入札、この方法をとっております。通常の指名競争入札であれば、発注機関の方から業者さん、Aさん、Bさん、Cさんというふうな形で指名をしていくわけですが、高松市の公募型指名競争入札は、一定の条件のもとで入札参加の意欲のある業者さんは、その条件に見合っておれば入札に参加できると。もちろん、その前提として指名をするという形になっております。

それで、やり方ですけれども、例えば、ある一定の出張所管内の業者さん、あるいは工事現場から何キロ以内というふうな形で募集をかけております。そのとき、もちろん入札参加資格基準というのがございますので、土木工事であればA、B、C、Dと、4ランクで分けておりますが、そのランクに見合う業者さんに入札参加意欲があれば、一定の条件に見合えば指名に至ると、こういう形での入札でございます。

以上です。

事務局次長（加藤） 続きまして、葬斎関係事業につきましては、市民部会の方から答弁をお願いいたします。

久利市民部会委員 市民部会の久利でございます。

葬斎場の利用の関係でございますが、現在、綾南環境衛生組合を構成されておられます国分寺、綾上、綾南の3町におかれては、さまざまな形で合併が進行中でございます。この一部事務組合の中で、合併後の国分寺町地域の皆さんの利用について、どのように取り扱われるのか、その協議がまず必要かと思っております。それを踏まえながら、最終的には、この合併までに、今お話のあったようなことも含めまして、どのようにするのか調整をしていきたいと。現在は、今そういった状態でございますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

宮崎委員 宮崎です。

関連で、さきの指名入札と一般競争入札、どこで区分してるんですかね。金額かどうか知りませんが、そのあたり、もう最近、私、当時は指名競争入札しか参加してなかったんで、昔はね。今どのようになっているか、ちょっとだけ参考までに教えてください。

議長（増田会長） はい、事務局からお答えします。

西岡土木部会委員 166ページですけれども、ちょっとお尋ねの趣旨どおりのお答えになつとるかどうかはわかりませんが、166ページの3のところに格付け等入札・契約制度というところがございますが、格付け・指名基準額の設定、これは以前と同じだろうと思います。Aであれば、例えば5,000万円以上の工事はA級の業者さんが入りますよとかというふうなことでございます。そういうお尋ねでしょうか。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 宮崎です。

指名競争入札と公募型一般競争入札、今、その分はどこでラインを引いとんのですかという事です。

西岡土木部会委員 はい、わかりました。それにつきましては、165ページ、2の発注方法等のところの(2)でございますが、高松市の場合には、3億円以上を一般競争入札、それと工事の130万円超3億円未満については、公募型指名競争入札ということでやっております。よろしいでしょうか。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第52号から協議第54号までの3件についてお諮りをいたします。

協議第52号から協議第54号までの3件については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第52号から協議第54号までの3件については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第22号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第22号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております、この建設計画につきましては、前回から一部修正がございますので、別添の附属資料その1、建設計画案で説明いたします。

附属資料その1、建設計画案の25ページをお開きください。

今回の修正は、総論部分の市の将来構想を修正するもので、244エリア別の機能整備の方向において、臨海部・島嶼部エリアの記述の最後に、「また、豊富な水産資

源を活用した高付加価値型水産業などの産業の振興を図ります。」という文章を挿入いたしますとともに、次の26ページのエリア別の機能整備（まちづくり）のイメージ図に高付加価値型水産業育成機能を追加するものでございます。

修正箇所は以上です。簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、お諮りしたいと思います。

協議第22号については、ただいま説明のありました建設計画案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第22号については、建設計画案のとおりとすることを確認いたします。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項でございますが、議案第16号合併協定書についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

本日お配りをいたします資料のうちで、表紙中ほどに第11回会議資料追加提案と記載されました資料がございます。そちらの1ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま、協議第22号の建設計画について協議が調いました。以上をもちまして、当初設定をいたしました合併協定項目についてのすべての協議が終了いたしましたことから、議案といたしまして、合併協定書についてを追加して提案するものでございます。

議案第16号（追加提案）合併協定書についてでございますが、合併協定書を、別紙のとおり定めるものでございます。

それでは、2ページの合併協定書をごらんいただきたいと存じます。

別紙、合併協定書でございますが、この協定書は、高松市・国分寺町合併協議会におきまして、合併に関する協議が調ったあかしとして作成し、高松市長、国分寺町長が署名、押印するものでございます。

次の３ページをごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、これまで合併協議会で御協議をいただきました各合併協定項目の確認内容を協定項目順に整理をしたものでございます。

まず、３ページの１の合併の方式から５の財産の取扱いまでは、合併協定項目の基本的な協議事項でございます。

また、６の地域審議会の取扱いから、次の４ページの１０の一般職の職員の身分の取扱いまでは、合併特例法に定める協議事項でございます。

また、次の５ページの１１の町名・字名の取扱いから、８ページの２４でございますが、各種事務事業の取扱いまでは、その他協議事項でございます。

なお、８ページの２４の各種事務事業の取扱いにつきましては、ごらんのように、１の都市提携から、少し飛びますが１７ページの２３のその他の事業まででございます。

さらに、２３のその他の事業には、外部監査制度から、次の１８ページの葬斎関係事業までの七つの項目がございます。

また、最後の２５には建設計画がございますが、これにつきましては、建設計画については、別冊のとおり定めるとしたところでございまして、この協定書に計画を添付することといたしております。

なお、次の１９ページと２０ページには、地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を別紙として掲載しているものでございます。

なお、これらの内容につきましては、法制担当部門の意見も聞く中で、例えば、法律番号の記載方法でございますとか、語尾の表記の統一など、若干の字句の修正を行っております。この点、御了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、２１ページをごらんいただきたいと存じます。

２１ページの調印書でございます。

内容につきましては、記載のとおり、「高松市、国分寺町は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第３条第１項の規定に基づく高松市・国分寺町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。」というものでございます。

そして、高松市長、国分寺町長が署名、押印し、立会人といたしまして、香川県知事に御署名をいただくことといたしております。

また、次の２２ページからは、立会人といたしまして、委員の皆様に御署名をいただく

箇所でございます。

以上で追加提案いたしました議案第16号合併協定書についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第16号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、議案第16号についてお諮りいたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他（1）事務事業の調整について

（2）合併協定調印式について

（3）高松市・国分寺町合併協議会の会議について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、（1）の事務事業の調整についてから（3）の高松市・国分寺町合併協議会の会議についてまで、一括して事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の一番最後のページでございます。もとの会議資料の一番最後のページでございます、75ページをごらんいただきたいと存じます。

4のその他でございますが、項目のみを記載しておりまして、特に資料はございません。口頭で御説明申し上げます。

まず、（1）の事務事業の調整についてでございますが、事務事業の調整につきましては、合併協定項目に係るものにつきましては、本日協議が終了いたしました。住民の負担、サービスに直接的には影響を及ぼさない数多くの事務処理の方法等につきましては、今後とも市町間で協議を進めていく必要がございます。

これらにつきましては、事務的なものでございますので、別途帳票を作成した上で、幹事会でその調整結果を報告し、処理といたしましては、会長、副会長に決裁していただくと、そのようなことに対応いたしたいと考えております。

なお、合併協定項目の調整案の中には、合併時まで調整する、あるいは、市長、町長

が別に協議して定めるといものがございますが、これらにつきましては、調整が終わり次第、適宜、この合併協議会におきまして御報告をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務事業の調整につきましては、以上でございます。

続きまして、合併協定調印式について御説明申し上げます。

調印式につきましては、本日の会議で、当初設定をいたしました協定項目について、すべての協議が終了いたしましたので、速やかに調印式を開催できるよう、準備をさせていただきます。

なお、調印式の日程でございますが、今後、協定書の印刷等の期間もございますので、3月上旬に調印式を開催すべく、現在、日程を調整しているところでございます。日程が決まり次第、合併協議会の委員の皆様を初め、関係各位へ御連絡いたしますので、よろしくお願をいたします。

最後に、合併協議会の会議について御説明申し上げます。

合併協議が終了いたしますと、合併協定書の調印を行った後、市町のそれぞれの議会に合併関係議案を提出し、審議をお願いすることになります。この合併協議会につきましては、市町の議会で合併関係議案が可決をされますと、合併の期日の前日まで設置することになります。今後の会議につきましては、議会の議決の状況を見た上で、改めてその開催時期等について御協議させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願をいたします。

議長（増田会長） 以上で事務局からの説明は終わりました。

この際、皆様方の方で何かございましたら、せっかくの機会でございますので、発言を承りたいと存じますが。

はい、どうぞ。

大橋委員 大橋であります。

ちょっと、私、ちょうど1年前から、1年というか去年の夏ごろから、この協議会の委員に加わって、最初に私が委員の皆さんに心の考えで気分的なことを言うたような言葉が、私は香西、合併して昔の香川郡の香西町、いわゆる皆さんとどっちか言えば近く寄りの香川郡の町の出身の議員であります。もちろん、私どもが昭和31年に合併して47年になるでしょうか。合併しても高松の市民としての誇りを持ちながら、昔の香川郡香西町意識が非常に強い地域であります。農業、漁業、商業、工業、新興住宅、マンション、それ

と新興住宅は、昔の合併当時から比べりゃ、半分近くは新興住宅の人であります。しかし、何をするにしても、やはり校区が昔のなじみで市民の誇りと同時にまちのプライドも生かしながら、運動会の行事にしる、昔のままを守ろうとする住民の意向は強うございます。

そこで、皆さんにひとつお尋ねをしたいんですが、きょう、しばらく休んでいた問題が粛々と、すっと済まわれました。ただ、私はもちろん、私の親戚も国分寺にあります。親戚の数名の方が賛成派と消極派があります。私に電話がかかってくるんですが、この中断した流れと、合併の、皆さんの、私は町に対してとやかく言うことはないんですが、ひとつ住民投票条例が制定されております。それで、過半数以下の場合には開票しないという条文を、皆さんおつくりになっております。もちろん、よその町のことで、とやかく言うつもりじゃないんですが、もうとにかく白けとるんが、私の親戚で半分であります。やっても、私たちがもし、私、多分、香西よりも国分寺の方が町だと思っんです。香西よりも、今、国分寺が町になつると思います。投票率でも、私は選挙であんなに戦っても、市議会とか地方選挙であっても50、60いきかねます。都市化するほど、何でも済むと同時に関心が薄れて、なかなか呼びかけが、物事に関心は弱うございます。そこで、過半数割れのときには開票しないということで、なおさら、町民が合併に対して白けさがふえるんじゃないかという、私は懸念を持っんです。

そこで、皆さんにお伺いしたいんですが、なぜその辺、私は想像できないような手の込んだ、過半数であっても、極端で言う場合、49.99%であつたら9,400人近くの住民の意向が投票に出されます。そのあたりがむだとなるわけですから、9,400ぐらいの、49.9%以下であれば、極端に言えば半分ぐらいの、住民の意向を無視するという結果になって、非常に私は懸念を覚えとんです。だから、そのあたりで一つ。

もう一つお尋ねしたいんですが、私も副議長ですから副議長にお尋ねしたいんですが、たまたま副議長のお考えは、もう構わんと、私なんかは議長、副議長は公平・公正な運営やっとります。自分の持論はもちろん訴えます。しかし、このあたりで、万が一、半数割れになって、万が一だったら、例えば、消極的な考えを我々そのあたりはするべきじゃないという、例えば、そういう方ですね。町長さんが、こないだ投票でもいかにも関心持たすようにPRをするということを、ちょっと仄聞しておりますけど、そのあたりを半数割れに対して開票しないというんが、私は一つお聞きしたいのと。

本気になれば、皆さん町民の意思で、もちろん議会の決議で決まりますから、町民の意思をどこまで尊重するか、しないかということをお尋ねしたいのと同時に、本気になれば、

町長にお尋ねしたいんですが、1日や2日に臨時議会開いて、もう一遍、半数以下開票するように、私の親戚の声を挙げて、私、香西に親戚多いですから、助役ももちろん、下笠居に親戚おりますし、末澤さんは鬼無に親戚いっぱいおりますから、高松市、親戚の新家ばかりなんですよ、お宅の方は、古いうちはね。そのあたりで、私は50%以下は開票しないというのは、町民の本当の意思が白けてると、私の親戚から電話かかってきとんですよ。そのあたりの意見をお聞きしたいのと……、お願いしたいと思います。

余りくどいことになりまして、非常に長い質問ですが、親戚つき合いの町に対しての議員の私の意見、どうぞ……。

議長（増田会長） これ、どなたにお答えしてもらいましょうか。

〔「しようがないじゃないですか、決まったんだから。」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 今、副議長さんが言ったけど、どんなですか。

じゃ、議会の方ということで、どなたか……

大橋委員 副議長のぶんと議員さんの立場、宮崎さんの御意見でもいいし、条例は50%以下にどうしてしているのか。もう一つは、投票の呼びかけをお互いにしないと、そりゃ反対でもいいんですよ、反対も賛成も。そのあたりと、町長は本気になれば、臨時議会を開けるじゃない、もう一遍再提案できるんじゃない、三つをちょっとお尋ねしたいんです。

議長（増田会長） じゃ、町長お願いします。

福井副会長 この住民投票条例については、新聞報道でも御存じのように、議員の中からの、議員発議で出てきたもんでして、その条例の、当初の発議については2分の1条項がありました。それに対して、議会では、また議員が修正案として2分の1を外す修正案を出した。しかし、それも否決になって2分の1条項がずっと残ってきた。私としては、それはいかんぞと、2分の1はのけて、とにかく全部開票しよう。ただ2分の1を、こういう重大な案件ですから、町の将来、方向を決める案件ですから、やっぱりできるだけ多くの人に投票してもらわにゃいかん。これはもう当然のことだろうと思うんです。

したがって、2分の1ということは置いとこうと。しかし、開票は全部しよう。で、2分の1を切った場合には、それはひとつ議員がそれぞれ柔軟な判断をする参考資料としてでもいいからということで、全部開票しようという修正案を出しましたけれども、それも議会では否決になりました。

したがって、現在、2分の1条項が生きておるわけなんです。したがって、その2分の

1を超えた投票率で、賛成が多ければ、あるいは反対が多ければということで、その結果については、町民も町長も町議会も尊重しなければならないという、尊重条項をうたっていますので、当然、それはもうお互いにその結果を尊重していくということになります。あとはもう、2分の1の投票率が上がるように、選挙管理委員会は、これはもう一生懸命住民に対して啓発、啓蒙、もちろんやっていかないかなだろうし、あるいはまた、議員の皆さん方もいろいろな意見をお持ちであろうと思うんで、とにかく投票所へは足を運んでくれよと、そんなやっぱり運動を展開していくということが大事だろうというように私は認識をいたしております。

宮崎委員 ちょっと2分の1決めたんは議会ですから……

大橋委員 私の親戚や知り合いが電話かけてきておるんで、真意はどんなのかな……。

議長（増田会長） ちょっと国分寺、ちょっと議会の方で何かありますか。特にございませんか。

大橋委員 別に宮崎さん、けんか違うんで、賛成でも反対でも構わんけどな……。

議長（増田会長） それでは、議長さんからお答えいただきます。

宮崎委員 参加はしてないんですけどね、それは、そこまで議会が決めたことに、大橋副議長さんが入ってくるということは越権行為だと、私はそういうふうに思います。

大橋委員 いやいや、越権行為じゃないんですよ。ただあの……

議長（増田会長） 御発言ですか。

宮崎委員 私は、そのように思います。私は、それぞれの議員さんがそれぞれの考えで入れた。私は議長席におりましたから、参加しておりませんが、そこまでそれがどうだこうだという、考えまで聞くというのはね。

大橋委員 いやいや、ちょっと聞くけど、越権行為じゃなくて、例えば、投票してもそんないうたら、してもつまらんがというんが私電話かかってきとるから、その50%以下になったんは、真意は何ですかというて聞きようだけです。越権行為じゃないです。そういう意味です。それは言い方が悪かったらごめんなさいね。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

岡西委員 この投票は人を選ぶ投票ではありませんので、あくまでも町の将来がかかった投票ですから、少なくとも50%の人たちの参加のもとで決めるべきだと、そういう考え持ってます。全国のこの種の住民投票のところを見ても、半数以上がアンダーラインをつくっておるということを聞いておりますので、私は、これは正當やと思っていま

す。

やはり、人を選ぶんでない、やっぱり町の将来を決める意思を問う投票だということを十分に認識していただいて、まあまあ、お互い賛成派、反対派がいろいろ相手を攻撃するエネルギーがあるんだったら、少しでも住民の皆さんに投票を呼びかけて……

大橋委員 いや、私の親戚も、賛成の人も反対の人も両方おるんですよというて、聞きよんですよ。

岡西委員 それじゃ副議長さん、ぜひひとつ、お願いします。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

じゃどうぞ。川染委員さんから。

川染委員 国分寺の川染です。

強い要望でありますけれども、協定項目の24 13 商工・観光関係の事業でございます。この商品券についてであります。合併したら、もう即座に打ち切るということでなくして、これ国分寺町における大店舗開発によって、地元商業は悪化、生きるか死ぬかというところまで追いやられて、それではいかんでないかということで、商工会の振興及び活性化のためにつくったものでございます。どうか、もう合併と同時に、言葉は適当かどうかわかりませんが、ダイコンを切るようなことでなくして、もう継続をしていただきたいということで、強く要望をいたします。

以上。

議長（増田会長） 承りました。

どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、宮崎さんの方から、この会議当初に、冒頭に、議員にはそれぞれのお考えがあるが、この件については確認をし、というのは17号、18号の件ですが、この協議を進めることについては異論がないという発言があって、きょうの協議が進められて、ここに至ったということでもあります。

もちろん、きょうの会議を開くまでの前提条件として、各部会での調整があり、幹事会での協議があって、きょうを迎えておるということはもう御案内のとおりでありまして、その幹事会での、いろいろ開く協議の中で、さまざまな課題がある。同時に、日程が詰まっているということ。あるいは、先ほど、若干、うちの大橋委員からも問題提起をいたしました住民投票の2分の1条項の問題も、幹事会でも強くお願いをして、できれば臨時議会を開くなりして、住民の皆さんの意見がいかにあれ、それはもう努力することは、も

う岡西先生がおっしゃるとおり、ほかの議員さんもおっしゃるとおり、投票率を上げることについては、もう言うまでもありませんが、どんな結果になっても住民の意思を尊重して、この協議を最後は成就させるといいますか、そういうところに持っていこうという、こちらの意思が十分伝わってなかったのではないかというような印象が、私あったのは、非常に残念な、最後になってね、残念でならないんです。

私は、議会が決めたことに、懐に手を入れてどうのこうのとかが、内部干渉とかというものではなくて、合併協議というのは、それぞれの、最初に編入か、いわゆる新設合併でいくか、そのときの、当初のときのことを思い出していただければ、随分議論があって、それでもやっぱり信頼関係を築き上げていって、そして協議を調べていこうではないかといって、長い期間をかけて今日を迎えてるという実態からいけば、15日の段階の幹事会の位置づけ、あるいはきょうの開会をした、この協議の調べてきた今日の時点というものは、やっぱりその積み上げてきたものを大事にしていくというお互いの気持ちが無かったらいかんというふうに私は思うんであります。

ですから、今こうしてくれ、ああしてくれとは言いませんが、私は自分の考え方からいけば、町長の先ほどの発言でも、町長の立場からいけば、議会に対して、高松側の要望はこれこれこれありで、議会に対して、もうできれば、その2分の1条項の撤廃について、もう一度考えられないかというふうなことを、私は提案しますというぐらいの気持ちがあったっていいというぐらいの気持ちは持っていますが、そのことを言うか言わないかは別にして、やっぱり今、先ほど言いましたように、今日まで積み上げてきた、この実績というものを十分踏まえて、この協定書に、調印をするわけですから、ここに並んでいる我々が立会人として署名、調印をするというわけでありますから、署名する以上は、それを責任を持って町民の期待に沿うというような形をとらなければならないと私は思っています。ぜひ、そのことを十分認識して、この協議を終わることを、ぜひ要望して、私の発言にかえたいと思います。

以上です。

議会（増田会長） それじゃ、末澤さん。

末澤委員 末澤 進でございます。

本来であれば、この協議会ができたのは、住民の発議によってできておりますので、本来ならば、松岡さんが言うべきかと思えますけれども、私が言うてよろしんでしょうか、どうでしょうか。構いませんか、はい。

私は、今言いましたように、この協議会が最初は議会で否決され、住民の署名運動で、議会で、いわゆる否決され、その結果に住民の投票でこれが決定したと、こういうことなんです。ならば、この協議会が、しかも、きょうで11回ですから、これを流してはいかん、つぶってはいかんというのがこの第一の信念です。

なおかつ、先般出された住民投票条例には、高松市との合併を問う住民投票というようになっとなんです。ならば、今お話があったように、憲法で保障されとるように一人一人の意思を聞く。ましてや、この住民発議でできたいきさつから考えたら、絶対的にこの2分の1というものを開票しないというのはいかんということで、私たちは、5人が結束して、この分に当たったんです。そして、何とかこの2分の1を削ってくれと、もうそれこそ心血を注いで議論したんです。

しかしながら、そのなぜ2分の1を省けという理由は、この合併協議会をつくりなさいというときでも54.8%の投票率なんです。3町を選ぶか高松を選ぶか。これで総動員したような形で54.8%。しかも、私たちの、いわゆる16人、議会の議席を得ておりますけれども、このときの17人立候補して5日間の選挙戦で、それこそ自治会、ブロック、もう総動員のこの選挙戦をしたとしても、このときに取り得た票が、12月1日現在で1万9,702人なんです。その50%といいますと9,701人、この人間の、いわゆる投票したものが無視されると。これは、私は、とてもじゃないけど50%を超えることは難しい。だから、この点はのけてくれと言って、もう絶叫に絶叫したんです。もう町長さんの努力、それからまた各部局の課長さんの努力、これは本当に頭が下がる思いでした。しかしながら、幸いきょうのこの11回が成功するかしないか、もうこれにかかるという信念から、私は先日も怒られたんですが、発言をずっと控えておりました。きょう初めて言います。

しかし、これは、あくまでもこの調印ができた。今度は市議会の方では可決はしていただけたと思います。ところが、国分寺議会で否決されたらどうなるんだろう。それこそ住民の皆さんに、9,701人以下の票は紙くずです。これに捨てられるお金というものは900万円です。こればかりじゃありません。この3町合併のときに消えた金は1,400万円、そして合併についてのアンケートをとったのは、はがきとこの投票に入れたのは全部で1,200万円、これ合計3,500万円という町税が消えてしまうんです。

ですから、町長さんの心血の思いで表現した住民の声を聞いて、この一語に私は尽きると。ただ、その1月25日の議会のときに、町長さんに、すぐに、私は嫌なこと言ったん

ですよ。拒否権を発動してくれというふうなことを言いました。しかし、知っとるという、当然知っとるんですけども。しかしながら、そういう思いが募って、重ねて重ねて、この2分の1を出してくれ、私ども修正案を出しました。これは多分修正案が、こともあろうに2年に1回しか使わない、いわゆる箱の中の無記名の投票でやったんです。そのときには、9人の人はこの案に賛成してくれたという、非常にもう自信を持った、そしてまた、議員の表現の仕方にも配慮してやったんですが、その結果はやっぱり7人、そして改めて臨時議会の10日に、この起立採決したときもやはり7人ということなんです。これをやっぱり通してしまったんでは、それぞれ投票に行った、この27日の投票の締め切った後、率が出ます。その率が出た後のことを、私はむしろ本当に心配するんですね。

それと、申しわけないことに、この11回に重ねた会議というものに対して、本当におわびのしようがないなという気持ちで、それで今お話になったように、できれば、まだ5日間ありますから、町長に改めてこういう協議会の意思が非常に強いということをお願いして、臨時議会でも開催していただいて、2分の1をのけていただく。議員の皆さんにも、それを理解していただくということを特に伝えていただきたいと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

以上でございます。済みません。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

松岡委員 国分寺の松岡です。

きょう全部確認ができることに努力されました皆様に感謝を申し上げたいと思います。

初めに、会長、副会長、また各委員の皆様、そして合併協議会に携わっていただいた皆様には、大変お世話になり、ありがとうございました。住民を代表してお礼を申し上げます。

次に、私の感想なり、お願いを述べさせていただきます。私は、国分寺町の合併を考える会を発足し、平成15年1月14日、国分寺町へ高松市との合併協議会設置を求める住民発議を実施してから2年余りの月日を経て、きょうに至っております。

思い起こせば、国分寺町の議会で否決されましたが、高松市議会で町側の住民投票に門戸を開くべきと可決していただいて、心がじーんと熱くなる思いをしました。その思いを胸に、頑張るぞという元気をいただきました。前にも申しましたが、私たちには、お金も地位も権力も何もありません。ただ、町民が住みよい幸せな生活ができるまちづくりを真剣に考える仲間の集まりです。

もう一度、住民発議について申しますけれども、住民投票により有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなすとなっております。約1,000票の差をつけて議会で議決したことを大変重く受けとめていただきたいと思います。議会で議決ということは、議会が最後まで責任を持って対応するのが議会の仕事と私は考えております。

議員の皆様にお願ひがあります。失礼かとは思いますが、ここに議員必携という本がございます。これはお借りしてきましたけれども、この本の中に、地方自治の仕組みと議会の使命というところがあります。その中に議員の職責があります。一部を読んでみたいと思います。「議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、「選良」ということばで呼ばれるように、人格・識見ともにすぐれた代表者」であり、「議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であるというべきであり、議員が行う質問や質疑や討論は、同時に住民の疑問であり意見であり、表決において投ずる一票は、住民の立場に立っての真剣な一票でなければならない。」と書いております。良識のある判断をされますことを切にお願ひ申し上げます。

次に、国分寺町では、合併問題ができ始めた3年ぐらい前の国分寺町の議会では、全員で合併ありきで話は進み、3町であれ、高松市であれ、合併をしなければやっていけないということを決定していると私は聞いております。

また、今回の、先ほどから出ております議員発議によって、住民投票を27日に実施することになっていますが、有権者の過半数を超えた場合には、町長、議長、住民は尊重する。過半数に満たない場合は開票しないとなっておりますが、住民からは、毎日毎日、近所の会う人に、なぜ開票しないのか、何の根拠があるのかと尋ねられます。私は、議会で決まったことなので、もうどうしようもならないと言うと、住民の意思を問う投票であって、町民の税金を800万円以上もむだ遣いして開票しないとは納得いかない住民の怒りはおさまりようがありません。私も理解に苦しみます。この責任はだれがとるのか。住民の皆様から、常にこの問題について聞かれます。私は、ぜひ27日の投票日には、「過半数を超えるよう頑張ろう」を合い言葉に町民に訴えております。

次に、3町の離脱の原因である水道関係の負債も高松市に解決していただき、水道料金も高松市に統一していただくこと、ここで確認されました。また、建設計画も町側が出していた向こう10年間のまちづくりプランも国分寺町の計画どおりになっております。

協定項目別に見るならば、2,000項目以上の、超えるものの中には、高松市のよい

ところ、国分寺のよいところ、いろいろあると思います。住民の中には、建設関係、水道関係など、高松市がよく面倒を見てくれていると、町民の大多数の方が大変喜んでおります。

最後に、高松市の委員の皆さん、国分寺町の委員の皆さん、いろいろ御意見はありましてしょうけれども、大同に立っていただいて、皆様の子、孫、そして未来の若者たちが21世紀にふさわしい希望と夢を大きな木に育てていただいて、後には、四国を代表する都市として発展することを期待したいと考えております。この合併が成功することを住民は願っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上です。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

福井副会長 最後になりましたけれども、私の方から一言お礼を申し上げたいと思います。

無事に11回目の会議が開かれまして、47項目といわれる項目がすべて確認をできました。これはもうひとえに、昨年12月22日の第10回目から、ずっと私方の町の中も、議会等が紆余曲折をいたしまして、なかなか開催の運びになりませんでした。しかしながら、私どもといたしましては、当然、住民発議という重さをじっと胸に抱きながら、何とか会議を開催してほしい、開催したいという気持ちでいっぱいでありました。議会の方へも、会議についてできるだけ積極的に取り組んでくれということをお願いしましたし、また、高松の方へも幹事長であります井竿助役さん、それから、ついせんだつては議会の皆さん方にもお会いをして、ぜひ開催をしてほしいと、何とかまとめたという気持ちでいっぱいでお伝えを申し上げました。増田市長さんを初め、高松市側の委員におかれましては、大変温かい気持ちで開催にこぎつけていただいたということを厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

これから、27日は住民投票ということになっております。非常に、もう時間がないということになってまいりました。ぜひとも、この投票につきましては、これはもう、私どもがどうこうというよりも、まず、選挙管理委員会の仕事になるわけですけれども、2分の1の投票率が確保できるような、あらゆる、選挙管理委員会としては、広報あるいは啓発、啓蒙等を、手段をとっていくということを決めておりますので、私どもといたしましては、それがクリアできるような、そんな気持ちでいっぱいありますので、ひとつ注目をしていただきたいし、また、いろいろとお知恵を拝借したいというふうに思います。本

当にありがとうございました。(拍手)

議長(増田会長) それじゃ、もうよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) それじゃ、私の方からも一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

一昨年12月に、国分寺町住民の皆様方の強い熱意によりまして、本合併協議会が設置され、翌年2月3日に国分寺町において第1回会議を開催いたしました。以来、紆余曲折はございましたけれども、皆様方の御協力をいただき、本日の第11回会議において、すべての合併協定項目についての協議を終えることができました。この間の委員の皆様方、真剣かつ活発な御議論をいただきましたことについて感謝申し上げます。

今後、市町の議会におきまして合併関係議案の御審議をお願いすることとなりますが、その前に、国分寺町におかれましては、合併の賛否についての住民投票が実施されるということでございます。

合併問題は、町の将来を左右する極めて重要な問題でございますから、どうか国分寺町の住民の皆様方におかれましては、この機会に、ぜひとも御自分の意思を明らかにされ、この機会を最大限に活用いただきまして投票に参加いただければと、私からも心から念願する次第でございます。

また、議会におかれましても、これまでの合併協議の経緯等、それから住民の意向等も踏まえていただきまして、大局的な視点から適切な判断をいただきますように切にお願いを申し上げる次第でございます。

皆様方には、改めてごあいさつを申し上げる機会もあるかと存じますが、まずは、この場をおかりしてお礼のごあいさつとさせていただきます。長い間、本当に皆様方ありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いたします。(拍手)

それでは、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第11回会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 4時26分 閉会

會議錄署名委員

委員

大橋光政

委員

宮崎道